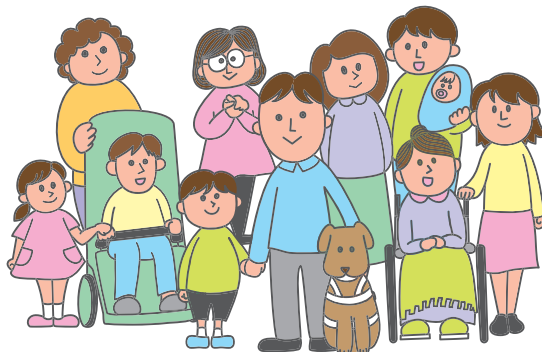


あなたにも知ってほしい 障害者差別解消法



「不当な差別的取扱い」と、
「合理的配慮をしないこと」が差別です。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関(役所)など	禁止 してはいけない	法的義務 しなければならない
民間事業者(お店や会社)	禁止 してはいけない	努力義務 するように努力

令和6年4月1日から

民間事業者(お店や会社)でも
合理的配慮の提供が義務化



「しなければならない」
か
に変わります

「合理的配慮」の初めの一歩は、お互いが笑顔になれる
方法や工夫を一緒に見つけることです。

☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する
事例等を知りたい方はこちら

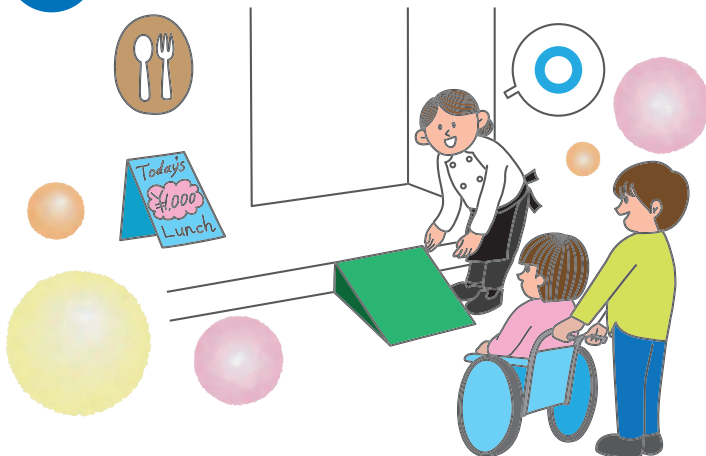
(内閣府) 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

ホームページ <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



ごうりてきはいいよ ていきょう
合理的配慮の提供とは

例1 いんしょくてん
飲食店で



くるまいす りょう ひと はい
車椅子を利用している人が入れるように
みせ での はい ぐち
お店の出入り口にスロープをつけた。

例2 しかくしょうがい かた もう で
視覚障害の方からの申し出に

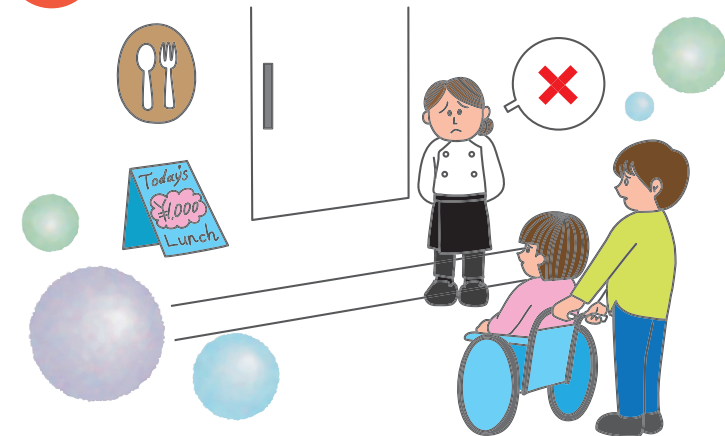


しよるい ないよう よ あ
書類の内容を読み上げながら、
せつめい
説明をした。

しょうがい ひと はいりよ もと いし つた とき
障害のある人から、配慮を求める意思を伝えられた時に、
かぎ はんい たいおう
できる限りの範囲で対応することです。

ふとう さべつてき とりあつか
不当な差別的取扱いとは

例1 いんしょくてん
飲食店で



みせ はい しょうがい ひと
お店に入ろうとした障害のある人を、
くるまいす りょう ことわ
車椅子を理由に断った。

例2 ふどうさん ちんたいけいやく
不動産の賃貸契約で



へや か ひと
部屋を借りたいという人を、
しょうがい りょう ことわ
障害を理由に断った。

しょうがい りょう ていきょう きよひ じょうけん
障害を理由にサービスの提供を拒否したり、条件をつけることです。



ともに生きる社会
かながわ憲章

といあわ さき かながわけんしょう しゃさべつそうだんまどぐち いたくさき こうえきしゃだんほうじん ふくし しんこうかい
問合せ先：神奈川県障がい者差別相談窓口（委託先：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

TEL：045-514-4772（土日祝を除く 9:30～12:00/13:00～16:00） FAX：045-663-5080

メール：s-soudan@kanafuku.jp